

指名停止等一覧表

期間 平成31年4月1日 ~ 令和元年6月30日

| 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 | 当該事項 指名停止等措置要領 | 指名停止の理由 |
|----------------|----------------------------|-----------------------------|--|--|
| 株式会社 永田林業 | 鹿児島県 出水市野田町下名25 79-5 | 自:平成31年4月19日 至:令和元年6月18日 | 2ヶ月間 「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」に基づく、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）別表第2第17号（不正又は不誠実な行為） 17 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 株式会社永田林業は、平成28年11月16日に北薩森林管理署発注の森林整備事業（保育間伐【活用型】）請負箇所において、作業員がフォワーダに乗って移動した際、同フォワーダが路肩から転落したため、投げ出された作業員が4日以上の傷害を負い休業したのに、川内労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を平成30年2月7日に至るまで同報告書を提出しなかったことから、会社及び社長が平成31年4月9日に労働安全衛生法違反で出水簡易裁判所から罰金刑による略式命令を受けた。 このことは、発注者との信頼関係を失う不誠実な行為であり、「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」（平成24年9月25日付け24林国管第80号林野庁長官通知）に基づく、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（平成27年4月15日付け27林政政第636号林野庁長官通知）の別表第2第17号（不正又は不誠実な行為）の条項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |
| 小代築炉工業 株式会社 | 大分県 津久見市入船西町21 -1 | 自:平成31年4月24日 至:令和元年5月23日 | 1ヶ月間 「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）別表第2第13号（建設業違反行為） 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 小代築炉工業株式会社は、民間発注の電気工事において、建設業法第3条第1項第2号（許可の基準）に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額4,000万円以上の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号（指示及び営業の停止）に該当するとして、平成31年3月1日に大分県知事により指示処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（平成27年4月15日付け27林政政第636号林野庁長官通知）の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。 |
| 株式会社 九電工 | 福岡県 福岡市南区那の川1 -23-35 | 自:令和元年5月20日 至:令和元年8月19日 | 3ヶ月間 「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次とイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を得ないで公訴を提起されたとき。（次の号及び第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員 | 株式会社九電工の行橋営業所長は、平成28年7月に福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」の入札に関し、同町町議と共謀し同工事の入札参加条件を厳しくし、事前に参加業者数や業者名を漏らすよう不正を働き掛けたことが、公正な入札を妨害したとして平成31年3月9日に公契約関係競売入札妨害の容疑で福岡県警に逮捕され、3月30日に便宜供与の見返りとして、同町町議に現金800万円を渡した贈賄の容疑で再逮捕された。 また、4月3日同工事にて、株式会社フソウを入札に参加させ、当該業者を上回る金額を提示させて、見返りに1000万円を支払う合意をし、入札を妨害したとして、当該業者の別の社員3名と受け取りに合意した株式会社フソウの社員1名が談合の容疑で逮捕された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（平成27年4月15日付け27林政政第636号林野庁長官通知）の別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。 |
| 株式会社 フソウ | 香川県 高松市郷東町792- 8 | 自:令和元年5月20日 至:令和元年7月19日 | 2ヶ月間 イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員 | 株式会社フソウは、平成29年10月22日に福岡市の民間発注による病院建設工事現場において、台風が接近していたにもかかわらず、適切な措置を講じなかったことから、足場が倒壊し、通行人1名が死亡した事故に関し、株式会社安藤・間の使用人が平成31年3月22日付けで業務上過失致死罪で略式起訴され、平成31年4月3日付けで福岡簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（平成27年4月15日付け27林政政第636号林野庁長官通知）の別表第1第6号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当するため。 |
| 株式会社 安藤・間 | 東京都 港区赤坂6-1-20 | 自:令和元年5月20日 至:令和元年7月19日 | 2ヶ月間 「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1（当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準）別表第1第6号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 株式会社安藤・間は、平成29年10月22日に福岡市の民間発注による病院建設工事現場において、台風が接近していたにもかかわらず、適切な措置を講じなかったことから、足場が倒壊し、通行人1名が死亡した事故に関し、株式会社安藤・間の使用人が平成31年3月22日付けで業務上過失致死罪で略式起訴され、平成31年4月3日付けで福岡簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（平成27年4月15日付け27林政政第636号林野庁長官通知）の別表第1第6号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当するため。 |